平成２３年（フ）第３４１号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１　常盤平公団住宅１街区48棟405号
債務者　橋本　徳臣
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４３号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目19番地の17　パールハイツ松戸201号
債務者　高田　展衣
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４６号
千葉県松戸市二ツ木1831番地
債務者　中村　昌司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５０号
千葉県柏市酒井根３丁目20番２号
債務者　澤原　京子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６３号
千葉県柏市柏313番地１　アインズコート柏406号
債務者　石塚　繁信
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県宝塚市光明町６番９号　101
債務者　北村　里美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１９号
兵庫県伊丹市森本６丁目131番地
債務者　手嶋　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３４号
兵庫県川西市緑台５丁目１番地の18、前住所大阪府豊能郡豊能町東ときわ台５丁目12番地の11
債務者　中間　浩孝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１号
兵庫県たつの市揖保川町市場779番地
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県たつの市揖保川町市場779番地
債務者　後藤美耶子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県淡路市育波1150番地、前住所兵庫県洲本市五色町都志万歳177番地１　朝日ヶ丘団地503号
債務者　田部　仁美（旧姓増本）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
山口県岩国市三笠町３丁目３番12号　202号
債務者　福本　孝光
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４０号
山口県岩国市昭和町２丁目１番４号
債務者　森藤　哲生
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４３号
山口県岩国市山手町２丁目62番17号
債務者　藤本　淑子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４５号
佐賀県唐津市厳木町浦川内1025番地１
債務者　大場　正枝
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８６５号
名古屋市北区東水切町２丁目21番地　シュロス彩紅橋101号
債務者　藤井　光康
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１９号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘３棟603号
債務者　川内　鈴子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部